

賛否など態度決定に至った理由・討論

令和 7 年 3 月定例会	
議案番号 議案名	議案第 96 号 松戸市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
議員名・会派名等	日本共産党
賛否態度	反対
賛否など態度決定 に至った理由や 討論	私たち日本共産党は、本会議および委員会での討論という本来の発言を最大限に活かすことこそが議員の責務と考えます。 非公式の場に、議会で発言してもいない意見を掲載するというやり方は、議員自らが議会における議論を軽視する行為であるという考えから、以下、本会議や委員会などの公の場で討論した内容を掲載します。 2025 年 3 月 25 日 本会議 討論 日本共産党のミール計恵です。議案第 96 号 松戸市下水道条例の一部を改正する条例の制定について会派を代表して反対の立場から討論します。 今回の議案は下水道指定工事店における排水設備工事責任技術者の専属要件廃止と下水道指定工事店の登録に係る申請手数料の見直し等をするものです。 まず手数料については、積算根拠や近隣市との比較においても妥当と判断しました。 問題はこれまで必ず一指定工事店に 1 人専属とされていた排水設備工事責任技術者が、支店が出来てもデジタル化で対応ができるので複数の店舗の兼務が可能となる点です。 以下反対の理由を 3 点申し上げます。 まず1点目です。市の説明では、この専属要件の廃止は国が進める「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン(デジタル規制改革推進一括法)」に基づき、「常駐・専任」等の規制がアナログ規制にあたるとして、その見直しを行うものです。 デジタル改革推進一括法は目視や、定期点検、点検規制、実地監査規制、書面掲示規制など 7 つの規制をアナログ規制として、規制緩和をすることが目的となっています。 しかしこれらの規制は、医療、介護、福祉、輸送、交通インフラ、環境

	など多くの分野国民生活の安心安全を守るために設けられたものです。したがって、国がデジタル化推進のためにこれら国民の安心安全を守る規制を、一律的に規制緩和することは容認できません。 次に2点目です。排水設備工事責任技術者の仕事は設計、施工の管理、他業種との調整、など多岐にわたり、専属の必要性は高いと思います。しかし複数の店舗が出来た場合も、今後は1事業者に1人でいいとすると、業務が過多になりそれを全てデジタルによって解決することは出来ないのではないのでしょうか。より多くの工事を兼務することによる施工工事への影響は否定できません。 最後に3点目です。審査では、現状の指定店と、支店のある事業者を確認しましたが、現状では市が指定している下水道指定工事店は307社で、複数の営業所を確認できているのは2社とのことでした。 今後増える可能性もあり、その場合の対応は確認のみで是正を法的に強制することはできないとのことであり、課題が残ります。 以上の理由から手数料等については疑義はありませんが、排水設備工事責任技術者の専属要件の廃止は市民の安心安全を守るという観点から認められず反対を申し上げ討論とします。
--	--